

鳥取市新庁舎建設に関する基本方針

平成 23 年 3 月 25 日
鳥 取 市

鳥取市では、平成 20 年度に行った詳細な耐震診断以来、市庁舎の本格的な耐震対策を検討してきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、多くの庁舎が被災し、災害対策の実施に支障をきたすという事態も起こっており、災害に強く、市民の安全安心を守る防災拠点として真に機能する新庁舎の早急な整備が必要である。

これまで市民の皆さんからいただいた数多くのご意見、市議会の調査特別委員会や市民団体の代表や専門家で組織している有識者委員会での議論などを踏まえ、以下のとおり「鳥取市新庁舎建設に関する基本方針」をまとめる。

1 新庁舎の基本理念

本市の将来像である「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の象徴となる新庁舎をめざす。

新庁舎は、効率的な業務執行により市民に質の高いサービスを提供することのできる拠点で、災害時には対策本部として十分機能を果たし、市民が親しみとぬくもりを感じる交流の場としての機能を有する施設とし、市全体のまちづくりや活性化に大きな役割を果たすものにする。

2 庁舎の新築・統合

①市民サービスの一層の向上、②後年度の二重投資の回避、③有利な財源(合併特例債)の活用による財政負担の軽減などの理由で、平成 26 年度中に庁舎を新築して分散している本庁機能の統合を実現する。

3 庁舎の統合の範囲

本庁舎、第二庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館及び文化センターに分散している本庁機能を 1 カ所に統合する。これにより、新たな本庁舎においてワンストップサービスを本格的に実現する。

下水道庁舎と駅南庁舎は、引き続き庁舎として使用する。

駅南庁舎については、1 階にさざんか会館内の中央保健センターを配置するとともに、2 階にある中央図書館の一部を 1 階に拡充し、一層の機能向上とサービスの充実を実現する。

なお、各総合支所は、今後とも各地域に存置する。

4 建設地の決定及び関係者との調整

新庁舎の建設地は、鳥取駅周辺とする。

その理由として、①鳥取市全体からみて中核的な位置であり、交流の拠点であること、②鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関の結節点であり、多くの高齢者等にとっても利便性が高いこと、③駅周辺には商業・業務施設が集積しており、民間投資との相乗効果により本市の魅力と活力の向上が期待できることなどが挙げられる。

また、市民の要望の声が多い、駐車スペースを十分に確保する。

候補地を駅北口エリアとするか旧市立病院跡地とするかについては、さらに検討を深める必要があり、市議会及び市議会の調査特別委員会の意見を踏まえ、新年度のできるだけ早い時期にとりまとめる。

この事業の実施にあたって必要な関係者との調整はこの基本方針決定後速やかに行う。

5 建設費等の経費と財源

建設にあたっては、無駄のない建築計画とすることによりできる限り工事費の縮減を図り、省エネルギー・長寿命化対策等を行うことで将来の維持管理費を最小限に抑える。建設費等については、平成23年度に策定する基本計画において具体的に検討を進める。

建設費の財源については、長期的な財政見通しに基づく健全な財政運営を堅持しつつ、合併特例債、国の補助金、市の公共施設等整備基金等を活用し、後の世代の負担を少なくするために、最も適切な方法によるものとする。

6 新庁舎に求められる新たな機能

新しい時代に対応した機能として、①市民が気軽に交流し、協働のまちづくりが進む多目的スペースの確保、②観光情報・行政情報等を幅広く提供できる情報発信拠点の整備、③LEDや太陽光発電の導入などにより、人と地球に優しい庁舎を実現する。

なお、新庁舎が備えるべき機能・仕様については、基本計画において検討する。

7 工事の地元発注と地域経済効果

新庁舎の建設は、可能な限り地元を発注する。

また、新庁舎の建設は、それ自体が大きな公共投資であるとともに、周辺に新たな民間投資を呼び込み、中心市街地のにぎわいの増加、地域経済の活性化、地域における雇用の拡大をもたらす。この民間投資についても、可能な限り地元を発注していただくよう関係者に要請する。

8 跡地・空きスペースの利活用

新庁舎の建設に伴う、跡地・空きスペースの利活用については、市民アンケートの意見も参考にしながら、行政サービスの充実や周辺地域の活性化を図るための有効活用と新たな財源確保のための民間への譲渡・貸付の両面から検討する。

特に本庁舎及び第二庁舎跡地の有効活用については、市民の意見を踏まえ、鳥取市中心市街地活性化協議会と連携して、速やかに検討を開始することとし、平成23年度中に総合的な地域活性化の方針を具体的に取りまとめる。

9 市民への情報提供と意見の反映

基本方針の内容について、積極的に市民への情報提供を行う。

基本計画策定及び事業の実施にあたっては、地域説明会、フォーラム、市民政策コメント等市民参画の機会を十分に設け、引き続き市民の意見を基本計画の内容や事業実施に反映させる。

10 市議会等の意見を踏まえた適正な事業実施

市議会及び市議会の「鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会」並びに市民団体の代表者、学識経験者、建築の専門家などで構成する「鳥取市庁舎整備に関する検討委員会」におけるこれまでの検討結果及び今後の検討を踏まえて、引き続きこの事業を適正に実施する。